

議案第73号

静岡市飯田いほはら児童館の指定管理者の指定について

静岡市飯田いほはら児童館の指定管理者を次のとおり指定する。

令和3年2月16日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

記

管理を行わせる施設の 名称及び所在地	静岡市飯田いほはら児童館 静岡市清水区下野東9番1号
指 定 管 理 者	(所在地) 静岡市葵区城内町1番1号 (名称) 社会福祉法人静岡市社会福祉協議会 (代表者名) 会長 三重野 隆志
指 定 期 間	令和3年7月1日から 令和5年3月31日まで

参考資料

社会福祉法人静岡市社会福祉協議会の概要

設 立 平成15年4月1日

基本財産 2億2,753万9,072円

目 的 静岡市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達
及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的
とする。

事業実績 指定管理事業の実績

静岡市児童館

静岡市静岡中央子育て支援センター及び静岡市清水中央子育て支援センター

静岡市中央福祉センター 他